

# 介護保険の利用について

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	加入する方	介護サービスを利用できる方
第一号被保険者	65歳以上の方	（要介護状態） 常に介護を必要とする状態の方 （要支援状態） 日常生活に支援が必要とする状態の方
第二号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方	初老期の認知症、がん末期、脳血管疾患などの老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方

## ※特定疾病とは

- |                                |                               |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 1 がん【末期】                       | 9 脊柱管狭窄症                      |
| 2 関節リウマチ                       | 10 早老症                        |
| 3 筋萎縮性側索硬化症                    | 11 多系統萎縮症                     |
| 4 後縦靭帯骨化症                      | 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症   |
| 5 骨折を伴う骨粗鬆症                    | 13 脳血管疾患                      |
| 6 初老期における認知症                   | 14 閉塞性動脈硬化症                   |
| 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | 15 慢性閉塞性肺疾患                   |
| 8 脊髄小脳変性症                      | 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

## サービス利用額の上限

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,030円	104,730円	166,920円	196,160円	269,310円	308,060円	360,650円
ご負担額が1割の場合	5,003円	10,473円	16,692円	19,616円	26,931円	30,806円	36,065円
ご負担額が2割の場合	10,006円	20,946円	33,384円	39,232円	53,862円	61,612円	72,130円
ご負担額が3割の場合	15,009円	31,419円	50,076円	58,848円	80,793円	92,418円	108,195円

※実際の支給限度額は単位で決められています。サービス事業所の所在地やサービスの種類によって単位あたりの単価が異なります。

※目安として1単位=10円で算出しています。

※限度額の範囲内でサービスを利用する場合、費用の1割（平成27年8月から一定以上の所得のある方は2割、平成30年8月から現役並みの所得のある方は3割）のご負担が必要です。詳しくは市区町村にご確認ください。

## 特定福祉用具（福祉用具購入費100,000円/年間）

- |                |   |
|----------------|---|
| ①腰掛け便座         | ◆和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの ◆洋式便器の上に置いて便座の高さを補うもの<br>◆電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの<br>◆便座、パケツ等からなり、移動可能である便座（居室において利用可能であるものに限る） |
| ②自動排泄処理装置の交換部品 | ◆レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもので、要介護者又はその介護を行う者が容易に変換できるもの  |
| ③入浴補助用具        | ◆座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であること<br>●バスベンチ ●シャワーキャリー ●浴槽手すり ●浴槽内いす ●入浴台 ●浴槽内スノコ ●入浴用介助ベルト                                       |
| ④簡易浴槽          | ◆空気又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの   |
| ⑤移動用リフトの吊り具の部分 | ◆身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること   |

※平成27年3月現在

# 介護サービスの利用手続きとサービス内容

